

阿波市地域集会施設整備補助金

(1) 事業主体

自治会又はその連合体

(2) 対象事業

地域住民の集会の用に供する集会所（建築物）の新築、増築、改築及び修繕事業に対して助成を行う。

- ・新築…新たに集会所を建設すること。
- ・増築…既存の集会所の床面積を増加させること。
- ・改築…建物の使用期間を延長させ、又は価値を増加させるために既存の集会所の全部又は一部を除去し、新たに建築すること。
- ・修繕…既存の集会所の床面積に変動を生じさせることなく、建物の維持管理又は原状回復のために必要と認められる補修を行うこと。

<注>クーラーやテレビ等の備品など、建築物以外に関しては対象外です。
対象となるのは建築物に係る費用です。

(3) 補助金の額

①集会所の新築、増築、改築事業

当該事業の所要総額の1/2の額 又は 1㎡当たり5万円に延べ床面積を乗じた額 のいずれか少ない方 （上限500万円）

<例>

所要総額 800万円 、延べ床面積 70㎡の場合

$800万円 \times 1/2 = 400万円 > 70㎡ \times 5万円 = 350万円$

よって 補助金額は 350万円 になる。

②集会所の修繕事業

当該修繕の所要総額の1/2の額 （上限30万円）

○手続きの流れ

